

# 基山町農業委員会会議録

令和元年6月4日委員会会長は、委員を基山町役場401会議室に招集し委員会議を開催する。

出席者13名

欠席者1名

番 委 員	委 員 氏 名	出 欠	番 委 員	委 員 氏 名	出 欠
1	大 村 廣	出席	8	大 久 保 敏 幸	出席
2	水 田 久 男	出席	9	簗 原 茂 行	出席
3	藤 田 俊 一	欠席	10	茂 木 清 三 郎	出席
4	木 原 秀 樹	出席	11	坂 本 勇 一	出席
5	熊 本 富 雄	出席	園部	松 野 孝 敏	出席
6	井 上 忠 雄	出席	宮浦	吉 田 猛	出席
7	酒 井 敏 幸	出席	長野・小倉	舟 木 壽	出席

本会の書記 上田 智子

## 審 議 事 項

第17号議案	農地法第3条の規定による許可申請	1件
第18号議案	農業経営基盤強化促進法の規定による申出	6件
報告第16号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出受理報告	1件
報告第17号	農地法第5条の規定による届出受理の取消願	1件
報告第18号	農地法第18条の規定による届出受理報告	1件
その他(1)	平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)	1件
その他(2)	令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)	1件

審議開始 9時00分

審議終了 11時00分

## 令和元年6月農業委員会議事録

会 長 あいさつ

議 長

只今から、令和元年第6回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、9番委員と10番委員にお願いします。

早速、審議に入ります。第17号議案農地法第3条の規定による許可申請があったので、許可を求めます。事務局から説明をお願いします。

**事務局 第17号議案1番朗読**

この件につきましては、譲受人の空家に付随した農地購入のため、所有権移転を申請するものです。移転後も畑として利用されます。

農地法第3条第2項第1号関係について、譲受人の農地保全に係る農機具の所有状況は問題なく、農作業従事者等の状況についても問題ないことから、すべてを効率的に利用し耕作を行う要件を満たすと考えます。

次に、農地法第3条第2項第4号関係については、譲受人が年間を通して農作業に従事しますので、要件を満たしております。

また、農地法第3条第2項第5号関係について、基山町空家に付随した農地の別段面積取扱要綱第3条第1項第2号による下限面積である0.01aの要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号関係については、譲受人の農地は畑として利用し、周辺農地の農業上の利用には影響を及ぼさず耕作する予定ですので、農作業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はありません。

場所は、4区辻集落の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

**7番委員**

農業委員会で農地保全に関して適格者ではないとなった場合はどうなりますか。

**事務局**

宅地のための購入となりますが、農地保全の観点からぜひ適正に管理をして頂きたいところです。

## 議 長

他に意見はありませんか、ないようでしたら、第17号議案1番について許可したいと思いますですが、賛成の方は挙手をお願いします。

## 全員挙手

## 議 長

第17号議案1番については、全員一致で許可します。

次に、第18号議案農業経営基盤強化促進法の規定による申出があったので計画の決定を求めます。事務局から説明をお願いします。

## 事務局 第18号議案1番朗読

この件につきましては、相手方の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、2区の別所集落にある圃場です。

## 議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

### 1 番委員

借受人は、他にも借地がありますがよく草刈りをされ、草を有機肥料として活用されています。また、借受人は町外の方ですが、将来は町内に住まわれる予定です。問題ないと思われます。

### 2 番委員

農機具は持っていますか。

### 1 番委員

現在は、草刈り機、耕運機を所有しています。今後はトラクターを購入する予定です。

### 6 番委員

畑としての活用ですか。

### 1 番委員

畑として活用されます。

**議 長**

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第18号議案1番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

**全員挙手**

**議 長**

第18号議案1番は、全員一致で決定します。

次に、第18号議案2番について、事務局から説明をお願いします。

**事務局 第18号議案2番朗読**

この件につきましては、相手方の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、多世代交流センター憩の家の北側にある圃場です。

**議 長**

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

**5番委員**

昨年までは草刈だけされていましたが、今年より耕作されます。問題ないと思われま。

**議 長**

他に意見はありませんか。ないようでしたら第18号議案2番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

**全員挙手**

**議 長**

第18号議案2番は、全員一致で決定します。

次に、第18号議案3番について、事務局から説明をお願いします。また、9番委員に関する案件となりますので、9番委員は審議の途中ですが、退室をお願いします。

**9番委員退室**

### 事務局 第18号議案3番朗読

この件につきましては、相手方の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、7区の三菱ふそう南側にある圃場です。

#### 議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

### 長野・小倉地区推進委員

圃場に水を送るポンプの故障のため、田植えができませんので、大豆を作付されます。問題ないと思われます。

#### 議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら第18号議案3番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

### 全員挙手

#### 議 長

第18号議案3番は、全員一致で決定します。

次に、第18号議案4番について、事務局から説明をお願いします。

### 9番委員入室

### 事務局 第16号議案4番朗読

この件につきましては、相手方の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、6区酒井クリニックの北側にある圃場です。

#### 議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

### 8番委員

貸人の相続により名義変更されましたので、新たに使用貸借権を設定されます。問題ないと思われます。

#### 議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら第18号議案4番について計画

決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

## 全員挙手

### 議 長

第18号議案4番は、全員一致で決定します。

次に、第18号議案5番について、事務局から説明をお願いします。

### 事務局 第18号議案5番朗読

この件につきましては、相手方の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、7区の野口集落南側にある圃場です。

### 議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

### 9番委員

貸人である耕作者が傷病のため耕作が不可能となりましたので、使用貸借権を結ばれます。問題ないと思われれます。

### 議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら第18号議案5番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

## 全員挙手

### 事務局 第18号議案6番は再設定のため朗読省略

この件につきましては、相手方の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、2区の小松集落にある圃場です。

### 議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

### 1番委員

中山間直接支払交付金を受けられている小松集落協定でキクイモを栽培されます。問題ないと思われれます。

## 議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら第18号議案6番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

## 全員挙手

## 議 長

第18号議案6番は、全員一致で決定します。

次に、報告第16号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用について届出があったので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

## 事務局 報告第16号朗読

この件につきましては、市街化区域の農地ですので、令和元年5月21日付けで受理通知書を送付しております。場所は、7区野口集落の圃場です。

## 9番委員

問題ないと思われれます。

## 議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

意見がないようでしたら、報告第16号を終わります。

次に、報告第17号農地法第5条の規定による届出受理の取消願について、事務局から説明をお願いします。

## 事務局 報告第17号説明

この件につきましては、譲渡人の変更により届出受理の取消をするものです。

令和元年5月20日付けで届出を受理しております。場所は、7区野口集落内です。

## 9番委員

問題ないと思われれます。

## 議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

意見がないようでしたら報告第17号を終わります。次に、報告第18号農

地法第18条の規定による合意解約の届出がありましたので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

#### **事務局 報告第18号1番朗読**

この件につきましては、令和元年5月21日付けで受理通知書を送付しております。

#### **議 長**

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。  
意見がないようでしたら、報告第18号1番を終わります。  
次に、報告第18号2番について、事務局から説明をお願いします。

#### **事務局 報告第18号2番朗読**

この件については、令和元年5月21日付けで受理通知書を送付しております。

#### **議 長**

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。  
意見がないようでしたら、報告第18号2番を終わります。その他(1)平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について事務局より説明をお願いします。

#### **事務局 その他(1)説明**

この件につきましては、例年行われておりますが、30年度の農業委員会の活動を振り返り、農業委員会で承認後、県に報告し公表します。

#### **議 長**

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。  
意見がないようでしたら、その他(1)について、承認される方の挙手をお願いします。

#### **全員挙手**

#### **議 長**

その他(1)については、全員一致で承認されました。次に、その他(2)令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について事務局より説



明をお願いします。

#### 事務局 その他（２）説明

令和元年度につきましては、目標を農地集積率８０％、遊休農地の面積を耕地面積の１％以下としております。今後ともご協力のほど、よろしくお願いたします。

#### 議 長

只今事務局から説明がありましたが、何かご意見はありませんか。ないようでしたら、その他（２）について、承認される方は挙手をお願いします。

#### 全員挙手

#### 議 長

その他（２）については、全員一致で承認されました。（案）を削除してください。以上、本日の議題等が終了しましたが、全体を通して何かご意見はございませんか。

これで本日すべての審議が終了しましたので、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会します。

令和元年6月4日

署名人

議 長

委 員

委 員